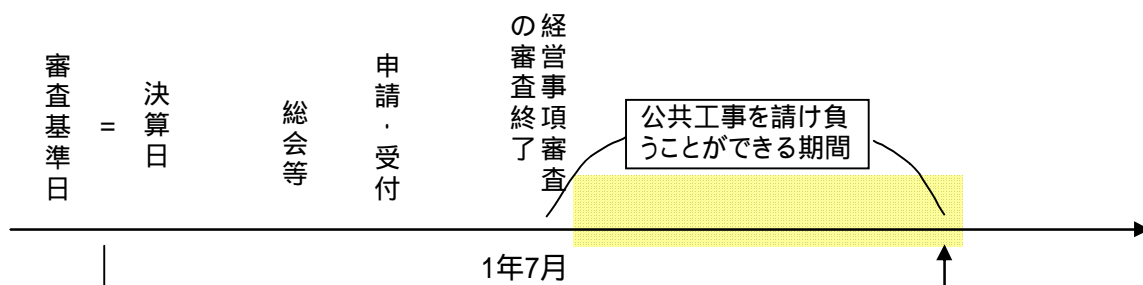


入札参加資格申請に係る経営事項審査の有効期間と、評価基準の改正による再審査について

- ・ 発注者と請負契約を締結することができるのは、経営事項審査の申請の直前の営業年度終了の日 (= 審査基準日) から1年7月の間に限られています [図 - 1]。
- ・ 当然のことですが、単に申請を行っただけでは公共工事を請負うことはできず、審査が終了していなければなりません。

図-1



- ・ 次回の入札参加資格審査申請 (平成21・22年度) では、新基準での評価結果をもとに審査することになるので、平成20年3月31日以前に申請受付した評価結果で資格審査を申請する場合は、再審査を受ける必要があります [図 - 2]。

図-2

